

DMの融資勧誘で小切手送付

消費者トラブルを
斬る

»4



田上尚志弁護士

資金難狙うシステム金融

い、その小切手や手形を決済させる方法で融資金の回収を行っているヤミ金のことを「システム金融」といいます。

質問の場合、利率を計算すると、出資法の制限

率（原則は年10.9・5%。貸金業者の場合は年29・2%）を超えている

比較的よく用いられる方法として、裁判所に特

定調停を申し立てると

もとのと考えられるので、同時に、民事調停法十二

条に基づく申し立てを

実質的には金融犯罪にあたります。支払いの必要

行い、小切手の支払いを

ただ、これらの方法だ

と、ヤミ金に手出した

ことが金融機関に知られ

てしまふ可能性があります。それを避けるか、あからない相手に手形や小切手を取り戻すしかありません。

手形や小切手は重大な危険を伴います。よく分

ります。この方法は金銭の預託が必要なく、異議

る場合は申し立ての時間的切手を振り出すことは絶



島根県弁護士会 0852・21・3225
(対応時間は平日9—12時、13—17時)

（田上尚志弁護士）

小売業を営んでいます
が、営業資金が不足した
ため、ダイレクトメール
(DM) で融資の勧誘が
あった貸金業者の案内
通りに百万円の小切手
を東京の郵便局留めで
送り、五十万円を振り込
んでもらいました。その
後、ほかの業者からもD
Mが次々と来るようにな
りました。小切手の決済
に困ったこともあって、
同じように小切手や手形
を郵便局留めで融資を行
い、郵便局留めで小切手
を郵送させて融資を行
交換所に異議を申し立て
す。

資金難や経営難に陥っ
ている中小零細事業者を
ターゲットにファクスや
DMで融資の勧誘を行
います。対処方法として、手形
を郵便局留めで融資を行
交換所に異議を申し立て
す。

資金難や経営難に陥っ
ている中小零細事業者を
ターゲットにファクスや
DMで融資の勧誘を行
います。対処方法として、手形
を郵便局留めで融資を行
交換所に異議を申し立て
す。